

用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているかどうかなどを審査し、場合によっては、利用目的の変更を勧告することがあります。

届出を出しなかつたり、偽りの届け出をしたりすると罰則が科されることがあります。

●届出義務者

権利取得者(売買の場合は買主)

●届出の時期

契約締結後2週間以内

●届出先

土地の所在する市町村

●罰則

6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金

一定規模以上の土地の開発行為には土地利用協議が必要です。

県土の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な地域環境の確保すること等を目的に、一団1ヘクタール以上の面積(※都市計画法・森林法・採石法・砂利採取法で許可又は認可を必要とする開発行為は、一団1ヘクタール以上の面積)の開発行為については、事前に知事と協議することとされています。このような開発を行うとする場合は、開発の目的、方法等を記載した

知事あての土地利用協議書を提出してください。

詳しい手続き等については、お問い合わせください。

問 企画振興課(☎84-3162)

消費税軽減税率制度

説明会のご案内

大島税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係する制度ですので、是非、お越しください。

●開催日時・会場等

日時：11月13日(火)

15時15分～16時45分

会場：知名町フローラル館

定員：280名

◎当日は、同会場(13時00分～15時00分)にて、平成30年分

給与所得の年末調整説明会も

開催します。

問 大島税務署 法人課税部門

(代表☎52-4321)

無戸籍で  
お困りの方へ

子どもが生まれた際に出生届を市区町村に提出すると戸籍に記載されますが、なんらかの事情により届けを出さないと無戸籍となります。全国の法務局・地方法務局及びその支局又は市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のため取り組んでおりますので御相談ください。

問 町民課(☎84-3152)

架空請求に

ご注意ください

「利用した覚えがない架空の請求を受けているがどうしたらよいか」という相談が全国の消費生活センターへ寄せられています。有名企業を名乗り有料動画の未納料金の件で連絡が必要というメールなどが届いた場合は「消費者ホットライン」を活用し、本当に支払いが必要かどうかを確かめましょう。一人でも悩まずにまずはご相談ください。

問 県庁消費者行政推進室(☎099-286-2521)

簡単管理 全額非課税 掛金助成  
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共  
小企業 職金 退職金 済制度

「中退共」で検索!

<http://chutaijyo.taisyokukin.go.jp/>

(独) 勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234

平成30年度  
宝くじ助成事業で整備しました。

一般コミュニティ助成事業を活用し、久志検字に下記設備一式を整備しました。

- ① 折り畳みイス
- ② チェスト深型
- ③ 6畳用エアコン
- ④ 26畳用エアコン
- ⑤ 音響機材セット
- ⑥ オープンレンジ



ハロウィンジャンボ宝くじの  
発売について

●ハロウィンジャンボ宝くじ

- ・1等 3億円×9本
- ・前後賞 各1億円×18本

※当せん本数は発売総額270億円・9ユニットの場合

●ハロウィンジャンボミニ

- ・1等 3000万円×20本
- ・前後賞各1000万円×40本

※当せん本数は発売総額120億円・4ユニットの場合

●発売日 10月1日(月)

●抽選日 10月30日(火)

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

問 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会  
☎099-206-1001